

古文書から見た高松浦の今昔

林寅喜

(会員・佐伯市中の島町)

大入島の北端に位置し、内海に面した入江に高松浦という集落がある。藩政時代には半農半漁の小さな村であつたようだ。平成九年三月現在、四十一世帯に百十四人が生活している。

ところで、今から二百六十五年前の享保十八年（一七三三）、時の庄屋吉川弥太右衛門が代官所に差し出されたといふ、『村指出明細帳』のコピーを入手した。この内容を調べて見ると、高松浦の昔が手に取るように分かる。差し詰め市勢要覧の地域版とでも言うべきか。そこでこの古文書に記載された内容と、現在とどこがどう違うか。主なものを挙げて比較対照しながら、昔を振り返つて見ることにした。

（註）明細帳は高松浦に限らず、各村共、藩の指示により提出していたと考えられる。

明細帳には、『当浦土地真土どや砂地にて御座候』と記されている。（註）どやは『どや土』のこと

そこで同浦に住まいする柴田豊氏を訪ねて、田のあつた場所と、庵や神社などの信仰施設を案内して貰った。柴田氏の説明では、稻作は戦後も続けていたということから、より正確な資料を得たいと考え、明治五年（一八七二）から一般に交付され、二十二年（一八八九）三月まで通用した地券（土地の所有を認め税額を記載した証書）に替わって整備された、古い地籍台帳を調べた。その結果は別図の通りである。

但し、字向イノ
オクには、一筆六
歩の該当地しか見
当たらなかつた。
したがつて、残り
三反九畝余歩の土
地は、地籍台帳が
整備された二十二
年までの間に、地
目変換されていた
ものと思う。柴田
氏によれば、一帯
を「田替え地」と呼んでい
るといふ。

ところで、現在高松浦にある耕地面積は享保年代の約
二八%に過ぎない。その内訳は

農地面積
(平成七年調べ)

・田

・畠

・果樹園(みかん)

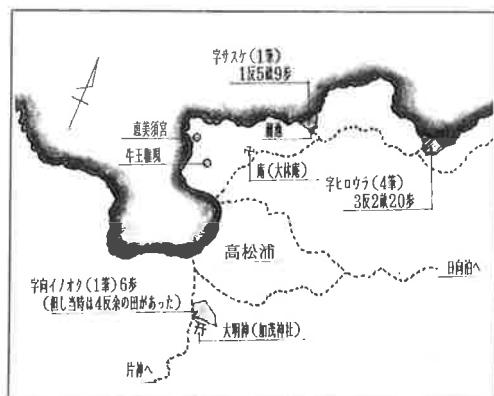
二町八反五畝

七畝

計

二町九反二畝

である。



江戸時代における藩財政の主な収入源は、米の物納を
第一義としていた。そこで米の生産向上のために、藩内
の隅々まで農地を開き井手を築かせ、稻作を奨励した。
この時より百五年も後の天保九年（一八三八）の通達
でも、田畠を潰して家を建てるなどを禁じ、日照を妨げ
る家でさえ、山鼻など支障のない所へ順次移転するよう
指図している。こうした厳しい藩政の執行により、高松
浦のような極めて水利に乏しい村浦まで、田地として開
墾させていたのだろうか。

明細帳には溜め池もあつたと記されているが、用水確
保のためには不可欠の施設である。なお、ヒロウラの三
反二畝歩は、柴田氏によって続けられていたが、昭和四
十五年から始まつた減反政策により、みかん園に切り変
えられ、今も残るコンクリート造の畦畔や、灌水施設に
稻作の跡を偲ぶことができる。

(2) 人口動態

明細帳には『家数二十軒人數百三十九人、うち男六十
九人女七十人、年々増減御座候』と記されている。これ
は戸数は現在の半分しかないが、人口は二十五人も多い。

したがつて、一戸当たりの構成人員を見ると、今の二・八人に對し六・九人と倍以上である。享保以降の人口動態は次表の通り。

年号	西暦	戸数	人口	一戸当たり	摘要
文化七	一八一〇	五六	三一五	五・六	
明治四一	一九〇八	九六	不明	五・〇	
昭和三九	一九六一	五六	一一四	二・八	
平成九	一九九七	四一	一一四	二・八	

こうして見ると、明治から大正にかけてがピークで、昭和に入つて序々に減少し始め、現在に至つたものと推察される。

(3) 保有船数

漁村にとつて必要不可欠である漁船と、漁網の保有数については鰯網舟四艘・小引倒網舟五艘・鰯網舟四艘・手舟十四艘・御役目舟が一艘・廻船十反帆が一艘・小舟二十六艘で合わせて五十五艘、これも『年々増減御座候』と記されている。

上記のうち御役目舟とあるのは藩の役人送迎と、村の公用のために備えた専用舟と思われ、廻船十反帆とは沿海航路の地廻り船と考えられるが、十七世紀前半のこの時代、その型式は低反数型と推定されるので、十反帆ではおよそ二百石積み（和船の石数一石＝四十貫へ一四四石／であつた）である。この乗り組みは五人程度であつたから、男人口の割り合いから見て、常時航海していたのではないか、これと比べて現在の保有船数は半分以下である。

保有漁船数（平成七年調）

十三艘	十三艘
・三トント未満	・三トント未満
・三トント未満	・三トント未満
四艘	四艘
・五トント未満	・五トント未満
二十一艘	二十一艘

(4) 運上銀

さきに藩政の主な収入源は米の物納を第一義とすると言ったが、これだけで藩財政を維持することは到底不可能であった。そこで外のあらゆるものと税の対象とした。運上銀もその一つである。これは商工運漕業などに課せ

られた営業上の税金であつたから、舟を持ち網を引く漁

村では、当然ながら対象となつた。記録によれば、

・鰯網	一帖に付	銀五百目	保有数一帖
・小引倒網	ク	二百目	ク二帖
・片手網	ク	六十五匁	ク一帖
・かせ網	ク	十匁	ク一帖
・小船	一艘に付	二匁	
・廻船（十反帆）	ク	二十目	
・船大工	一人に付	ク	
(与四兵衛という船大工が一人いたと書いてある)			

となつてゐる。

享保十八年は前年に発生した蝗の害によつて、西日本は未曾有の凶作に見舞われ、大坂では米価が一石当たり銀百目以上に急騰した（平年時では五十目前後）時代でもある。したがつて、これ等物価と比較しても運上銀は漁民にとつて、高率な税負担であつたと考へられる。左は現在の漁網保有数である。

・船曳網	二統	一本釣り	五艘
・さし網	三統	磯突き	三艘

(平成七年調)

(五)神仏信仰施設

古くから信仰の対象として守り継がれてきた庵、大明神・牛王権現・恵美須宮など、建物の規模や敷地の広さまで克明に記されているが、何れも変わることなく現存している。中でも

(1)庵（大休庵）は平成六年に改築されたが、本堂は當時（三坪）と比べて大分広い。それは現代・将来共に無住であるとの観点から、庫裏は不用と考えてその分本堂を広く取り、湯沸かし部屋を合わせた設計である。



大休庵本尊聖觀音

(2) 大明神宮とは加茂神社のことと、片神浦からトンネルを抜けた右側に鎮座する。境内地は今も変わることなく、社も当時の儘の大きさである。ここも平成元年五月に改築したと言うが、風月・花鳥など画いた、板絵で張りあげた格天井には目を瞠る。



加茂神社

(4) 農作業と作間の稼ぎ

文書には当時牛の飼育数が五頭であったと記されているが、十町一反七畝余部の農地面積から考えると、些か少ないような気がしないでもない。何故ならば昔は農地面積の多少によらず、堆肥を作るためどこの家でも飼育していた。しかし高松浦の場合、稻作のみに限つて考えれば、五頭程度で充分であったかも知れない。それは地形上畑は山の斜面を開いた段々畑で、人力以外に耕作方法はなく、牛は専ら稻作のために飼育されていたのではないか。柴田氏によれば昭和三十年代に入つて、耕運機が普及し始めた頃、佐伯で最初に求めたのは自分で、それまでは牛を飼っていたという。

また、苗代の粉おろし等についても、一反当たり一斗二・三升が適当であるとし、三月中旬水に浸し置き、四月上

品である。

残された棟札には、慶應二年（一八六六）高謙公の御代に改築したと書いてあるから、百二十八年後の改築である。

明細帳には、『本尊正（聖）觀音年数五十年余、作ハ知不申候』と記されている。それは坐像正觀音であるが、当時のものとすれば、天和・貞享時代の作品である。

旬蒔種して五月に入つて田植えにかかり、五日位で終わ

るから、『御検見旬（は）八月彼岸過頃時分能御座候』と記されている。彼岸過ぎは刈り入れにはまだ早過ぎるが、藩は石盛りの歩合を決めるため、三年に一度の割り合いで検見（立毛調査）をしていた。彼岸を過ぎれば作柄も確認できるから、検見の時分も良いということであろうか。

作間には漁に出たが、大半は小漁で磯物など採りながら、暮らしの足しにしていたようである。

〔七〕その他

庄屋・地目付・皆合（庄屋付きの書き役）の給米・給銀に至るまで三者三様に詳述し、隣村日向泊浦と片神浦との境界からその距離、高札の数や井手・川除普請場の有無、橋や市場・酒屋から鉄砲の保有数に至るまで、こと細かに書いてある。

〔附記〕

『年貢米の取り立ては厳しかった』とは知っていたものの、この古文書を読んで見ると基準高ではあるが、確かに細かい数字まで記載しているから、年貢高も当然そのようになる。ところで、升・合・勺までなら凡そ見当はつくが、才は一体どの位の量か実際に計算して見ると、玄米一俵四斗入りが六〇俵であるから、一勺は四千分の一で一五^{グラム}、一才是四万分の一で一・五^{ミリ}である。これを体積に直すと、はてどの位になるか、よくもまあここまで計算したものだと感心させられもあるが、考えて見るとこれは現在の消費税のように、一円も負けてはくれぬ、無駄のない税の取り立て方ではなかつたろうか、裏を返せばビタ一文とて許さぬといった、政治の圧力であつたかも知れない。

村高と農地面積内訳

計	屋敷畠	山下畠	畠	田	田畠別面積		上
					町反畝歩	四一〇五	
	一	一	一三三五	二七一〇	二四二六	町反畝歩	
	一	一	一二八二四	四五九一四	五一六	町反畝歩	
一〇三三〇八	一〇一二二二	一一三〇三	七二九一三	八八〇一	八八〇一	町反畝歩	
		山裾の日当たり悪き土地か			(格付け反別に注意されたい)		摘要

計	下々	下	中	上	格付		村高
					石斗四	反盛當	
	八	一・〇	一・二	一・二	五石斗	反盛當	田高
一〇八三六六七	四四二六八	一六四六六六	二九八四〇〇	二七六三三三	升合勾才	反盛當	畠
	五	七	九	九	一石斗	反盛當	畠
四三三七一〇五	二二九七三三六	一五三一六〇四	二四六〇〇〇	二六二一六五	升合勾才	反盛當	畠
	三				石斗	反盛當	山下畠高
	三三九三〇〇				石斗	反盛當	山下畠高
	一・〇				石斗	反盛當	屋敷畠高
一〇一七〇〇三					石斗	反盛當	屋敷畠高
							摘要